

# 地域との協働による河川美化活動の取組

磯村知宏

豊橋河川事務所 管理課（〒441-8149 豊橋市中野町字平西1-6）

豊橋河川事務所では、より良い豊川・矢作川を目指すため、地域住民と協働して様々な取組を行っている。これらの取組のうち「豊川・矢作川アダプト(協働管理)制度」、「河川協力団体制度」及び「川と海のクリーン大作戦」において、河川管理者である豊橋河川事務所が行っている地域との協働による河川美化活動の取組について報告する。

キーワード：地域との協働

## 1. はじめに

河川は飲み水の水源であり、また多様な生物の生息の場ともなっていることから、良好な河川環境を保全し続ける必要がある。

豊橋河川事務所では、管理する豊川・矢作川の良好な河川環境の保全のため、日々河川を巡視して異常の有無を確かめ、不法投棄等の異常が確認された場合は、堤防道路や河川敷公園など河川内の各施設管理者と協議し、適切に対処しているところである。



図-1 豊川・矢作川位置図

しかし不法投棄がやむことはなく、河川管理者をはじめとする各管理者の維持管理業務が圧迫され、現状のままでは良好な河川環境の保全は難しくなる。

また、問題を河川等の公的管理者に留めておくのではなく、広く地域住民にも問題意識を共有してもらい、地域住民自らが良好な河川環境を保つため、河川にゴミを持ち込まない、持ち込ませないと意識してもらうことが重要となる。

このため、河川管理者である豊橋河川事務所は積極的に地域と協働することで、豊川・矢作川の沿川の地域住民が河川環境問題をより身近なものとして受け止めてもらうよう働きかける必要がある。

## 2. 地域との協働による豊橋河川事務所の取組

### (1) 河川愛護モニター

地域住民に積極的な協力を求めて、河川の清潔の保持、河川管理施設の保全等河川管理の強化を図るため河川愛護モニター制度が設置され、豊橋河川事務所においても地域の方々に毎年河川愛護モニターを委嘱し、不法投棄の通報の外、住民目線による豊川・矢作川のレポートを毎月作成し、河川管理者である豊橋河川事務所へ報告頂いている。また平成23年より豊橋河川事務所HPにおいてレポートを掲載している。

### (2) ミズベリング

都市の中などで生まれた空間を生かしていこうという発想の下、とくに川や海辺といった「水辺(ミズベ)」の可能性に着目し、そのエリアを中心に暮らしやすい豊かな社会づくりをしていこうという、地域が主体となった活動であり、豊橋河川事務所も7月7日に行われる「水辺に乾杯」などのイベント等に参加して地域住民との関わりを深めている。

### (3) 「かわまちづくり」支援制度

河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や、地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すものであり、豊橋河川事務所管内においては、矢作川において豊田市の「矢作川かわまちづくり計画」が登録された。これは豊田市が地域の声をとり入れて矢作川の白浜・千石公園地区の整備を進めるものであり、河川管理者である豊橋河川事務所もソフト・ハード両面からの対策を支援する。

### (4) 矢作川流域圏懇談会

矢作川では流域の方々の意見を踏まえたうえで、平成21年7月に国が管理する区間の「矢作川水系河川整備計画」を策定した。この計画では今後、矢作川における治水、利水、環境、維持管理等の課題を解決し目標を達成していくためには、川の中だけの視点ではなく、水のつながりという視点で山から海までの流域圏全体を対象として、多様な課題の解決に向けて市民、関係機関、有識者等と話し合い、役割をもちながら連携・協働することで、調和のとれた流域圏全体の発展につながると考えるものである。

このため、多様な課題の情報共有・意見交換の場として、矢作川流域圏に係る個人・市民団体等、関係団体、学識経験者、国、県、市町村の関係行政機関で構成する「矢作川流域圏懇談会」を平成22年8月28日に設立し、全参加者で話し合いを重ね、課題の洗い出し、各課題の関係と山・川・海との関係の見える化を行い、「ごみ・流木」「土砂」「木づかい」の3つの課題を抽出した。

### (5) アダプト制度

「アダプト (Adopt)」とは、英語で「養子縁組する」と言った意味である。

一般にアダプト制度とは、一定区画の公共の場所を養子にみたくて、市民がわが子のように愛情をもって面倒を見(美化・清掃等を行い)、行政がこれを支援する制度である。

豊川・矢作川アダプトは、地域の住民(個人や団体)が自らの責任において活動し、河川管理者である豊橋河川事務所と協働で豊川・矢作川を管理する制度である。

地域住民と河川管理者が協働で河川の管理(河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動等)を行うことで、地域の特徴に合ったより良い豊川・矢作川を目指すものである。

また、協働管理者は登録制とし、豊橋河川事務所は登録された団体の活動に一定の支援を行う。

現在矢作川では8団体、豊川では3団体が登録され、活動している。

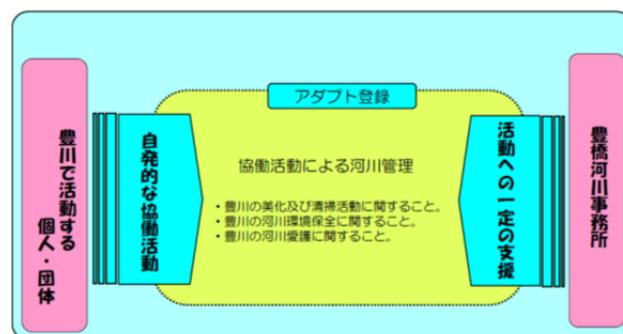


図-2 アダプト制度のイメージ

### (6) 河川協力団体

河川協力団体制度は、河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を「河川協力団体」として法律上位置付け、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理のパートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的として制度化された。

自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO法人などの民間団体等が河川管理者に対して申請を行い、河川管理者は適正な審査を行ったうえで、河川協力団体として指定する。

豊橋河川事務所管内では、矢作川において現在2団体が指定され、活動している。



図-3 河川協力団体制度のイメージ

### (7) 川と海のクリーン大作戦

平成11年より長良川で始まったクリーン大作戦は、毎年10月の第4日曜日を基準日として伊勢湾・三河湾に流れ込む河川(支川含む)及び海岸で実施している。

豊橋河川事務所においては豊川・矢作川水系の河川及び海岸において平成14年より活動を展開している。



図-4 川と海のクリーン大作戦の広報資料

### 3. 河川美化活動における豊橋河川事務所の取組

#### (1) 矢作川アダプト制度

平成22年度より矢作川において、「矢作川アダプト（協働管理）制度」を創設し、試行で公募を行ったところ、5団体（うち1団体は個人）の応募があった。

その後平成23年度4月より制度化し、これまでに累計14団体が登録され、途中、活動を休止する団体もあったが、制度は継続し、現在において8団体が登録され活動している。

また、この8団体の外に、平成22年度より登録していた2団体が、河川協力団体として新たに指定を受け、引き続き活動を行っている。

豊橋河川事務所では支援として、資機材の貸与、活動への職員参加、団体の活動内容について豊橋河川事務所HPで紹介、などを行っている（図-5）。

また、美化活動の際にアダプト活動を行っていることを周知するのぼり旗の貸与や、活動箇所順次活動紹介看板を設置して、地域住民に各団体の美化活動の活躍を周知するよう努めている。



図-5 矢作川アダプトのHPの紹介事例

#### (2) 豊川アダプト制度

「矢作川アダプト（協働管理）制度」に続き、平成24年度より豊川において、「豊川アダプト（協働管理）制度」を創設し、公募を行ったところ、当初1団体の応募があった。

これまでに累計4団体が登録され、途中、活動を休止する団体もあったが、制度は継続し、現在において3団体が登録されて活動している。

矢作川と同様、豊橋河川事務所では支援として、資機材の貸与、活動への職員参加、団体の活動内容について豊橋河川事務所HP（図-6）で紹介、活動を周知するのぼり旗の貸与、活動箇所順次活動紹介看板を設置、などを行い、地域住民に各団体の美化活動の活躍を周知するよう努めている。

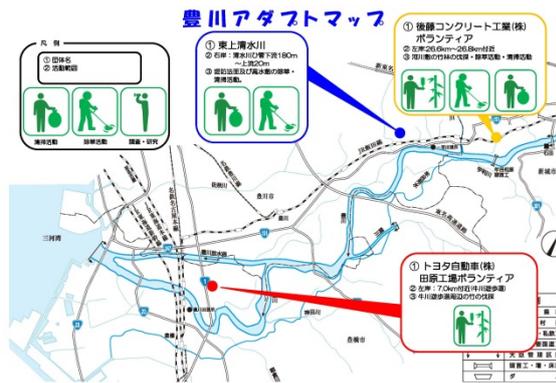


図-6 豊川アダプトのHPの紹介事例



図-8 河川協力団体のHPの紹介事例



図-7 豊川アダプトの活動（竹林伐採）状況



図-9 河川協力団体の活動（竹林伐採）状況

### (3) 河川協力団体

先述した矢作川アダプト制度に登録した2団体のうち、「NPO法人矢作川森林塾」が平成25年度に、「家下川を美しくする会」が平成26年度に、それぞれ申請を行い、河川管理者の審査を経た上で、河川協力団体として指定された。

両団体とも地域住民及び地元企業等を巻き込んで精力的に活動を行っており、地域住民に河川美化意識の啓蒙活動にも力を注いでいる。

アダプト制度と同様に、豊橋河川事務所では支援として、資機材の貸与、活動への職員参加、団体の活動内容について豊橋河川事務所HP（図-8）で紹介、活動を周知するのぼり旗の貸与、活動箇所順次活動紹介看板を設置、などを行い、地域住民に各団体の美化活動の活躍を周知するよう努めている。

また、「NPO法人矢作川森林塾」は平成29年6月に、「家下川を美しくする会」は平成30年5月に、これまでの功績が評価されて、「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰の受賞団体として感謝状が授与されている。

### (4) 川と海のクリーン大作戦

平成11年より長良川で始まったクリーン大作戦の活動の広がりをうけて、平成14年より、豊橋河川事務所においても豊川・矢作川水系沿川及び海岸域の自治体と美化活動に尽力するNPO団体に呼びかけて「三河地区やるまいか 川と海のクリーン大作戦」と題して活動を展開している。

関係自治体の地元自治会への働きかけや、NPO団体の呼びかけにより、毎年多数の地域住民が河川敷や海岸の美化活動に参加している。

平成29年においては、荒天が重なったため参加者は伸び悩んだものの、その前年の平成28年においては、累計で11,000人を超える参加者が河川や海岸に集って美化活動が行われた。

また活動の範囲においても、北は岐阜県境に近い矢作川上流域から、南は渥美半島の先端と、三河地区全体に活動範囲を広げている（図-10）。

豊橋河川事務所においては、関係自治体及びNPO団体の方々と毎年7月に「川と海のクリーン大作戦（三河地区）呼びかけ人会議」を催し、より多くの参加者を集めることができるよう協議している。また、先に示した

図-4の広報資料を、チラシやポスターとして作成し、関係自治体及びNPO団体に配布して、川と海のクリーン大作戦がより多くの地域住民に周知されるよう努めるとともに、関係自治体及びNPO団体が美化活動を行っている場において、「川と海のクリーン大作戦」に基づく活動であることを周知するのぼり旗を貸与している。

なお、活動終了後には、活動状況や参加人数等の活動実績を、関係自治体及びNPO団体から集約し、中部地方整備局HPにおいて公表している(図-12)。



図-10 クリーン大作戦の活動範囲



図-11 クリーン大作戦の活動状況

図-12 川と海のクリーン大作戦HP (中部地方整備局HPより)

#### 4. おわりに

今回報告した「豊川・矢作川アダプト(協働管理)制度」、「河川協力団体制度」及び「川と海のクリーン大作戦」の活動を継続してきた結果、地域にこれらの活動があることを認知されてきていることから、一定の効果があらわれていると考えられる。

しかし各々の活動が単独で努力して得られる効果には限界があることも事実である。

報告の前半で紹介した、河川愛護モニター、ミズベリッング、「かわまちづくり」支援制度、矢作川流域圏懇談会など、どの取組も地域住民が河川をより身近に感じ、河川により人が集うことを目的のひとつとしている。

これらの取組と連携し、各々で活動する人々が交流することとなれば、河川への意識がより深まることとなり、より一層河川を身近なものにとらえてもらえるようになるものと思われる。

こうして地域住民の河川への意識が深まり、河川にゴミを持ち込まない、持ち込ませない、と住民の中で意識されることとなれば、河川への不法投棄の減少や、河川美化につながり、そして美しくなった河川には、より多くの人々が集うといった、良い循環が生まれるものではないかと考える。

今後も、地域との協働による河川美化活動について、引き続き取り組むところであるが、より一層の効果を発現するためにも、他の取組とも連携して取り組んでいきたいと考えている。